

福崎町中小企業人材養成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内の中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるもののうち、町内に住所及び事業所を有する個人又は町内に事業所を有する法人であって、町内で引き続き1年以上事業を営んでいるものをいう。以下同じ。）が実施する人材養成事業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付し、もって企業の育成と発展を図ることを目的とする。

(補助の対象)

第2条 この要綱により補助を受ける者は、中小企業の経営者又はその従業員で、次の各号のいずれかに該当する研修を受けた者とする。

- (1) 国又は地方公共団体が中小企業者を対象として実施する研修
- (2) 中小企業大学校・中小企業基盤整備機構が実施する研修
- (3) 職業能力開発促進センターが実施する研修
- (4) 兵庫県職業能力開発協会が実施する研修
- (5) 兵庫県立ものづくり大学校が実施する研修
- (6) 商工会・商工会議所が実施する研修

(補助金の額等)

第3条 補助金は、研修機関へ支払った受講料の2分の1（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、1人につき、年間20,000円を超えないものとし、1企業につき3人を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、福崎町中小企業人材養成事業補助金交付申請書（様式第1号）に修了証書の写し及び受講料の支払い領収書等を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の申請書を受理し、審査のうえ適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対して、福崎町中小企業人材養成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の通知を受けた者は、当該通知書受理した日から10日以内に福崎町中小企業人材養成事業補助金請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者がいると認めたときは、交付決定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命じることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。